平成25年10月xx日

など

知的財産戦略推進事務局

ビジョン策定の背景と狙い

- 〇知的財産基本法施行から10年が経過し、その間、知財を取り巻く経済 社会情勢は以下のように急激に変容
 - 中国をはじめとする新興国のプレゼンスの向上
 - ビジネス環境のグローバル化・オープン化
 - クラウドネットワークやソーシャルネットワークなど新しいコンテンツビジ ネスの出現 など
- ○我が国は長い伝統・豊かな文化、幅広い分野の最先端技術を有しなが ら、その戦略的活用においては他国に後れをとっており、我が国産業の 競争力強化・国民生活の向上のため、我が国は危機感とスピード感を もってその知的 財産を強みとし、世界のリーダーシップを取っていくべく

ビジョンを受けた政策課題の設定と実行

6月7日に「知的財産政策ビジョン」を知的財産戦略本部決定

知的財産政策を組み立てる必要がある。

あわせて6月7日に「知的財産政策ビジョン」のエッセンスを

「知的財産政策に関する基本方針」として閣議決定 3つの目標(下記)と4つの柱(右記)を策定

世界最先端の知財国家を目指すための3つの目標

- ・他国からユーザーやイノベーション投資を呼び込む魅力ある知財システ ムを構築する
- ・我が国の知財システムをアジア等新興国のスタンダードとする
- 創造性と戦略性を持ったグローバル知財人財を継続的に輩出する

6月25日に「知的財産政策ビジョン」を受けた初年度の行動計画 リ中期 (3~4年) としての「知的財産推進計画2013」を知的財産戦略本部決定 -

短期(1~2年)

政策課題

政策課題

長期(10年)

- 「知的財産政策ビジョン」に示された政策課題に沿って、工程表を作成し、具 体的施策(短期・中期)の内容・達成時期・実施府省等を策定
- 実施状況を毎年知的財産戦略本部でフォローアップ

【知的財産推進計画2013】

知的財産政策ビジョンの概要(4つの柱)

1. 企業の海外での事業活動を支援するグローバル知財システムの構築

- ▶ アジアをはじめとする新興国に審査官を相当規模で派遣し、我が国の知財制 度を普及・定着させ、そのための基盤整備として、特許庁の審査体制につい て、任期付審査官の確保など必要な整備・強化
- ▶ 職務発明制度について例えば法人帰属、又は使用者と従業者との契約に委 ねるなど、産業競争力強化に資するよう抜本的に見直し
- ▶ 技術・営業秘密保護のため産業界と政府が一体となった取組を行い、営業秘 密漏えいを防ぐ環境を整備
- ▶ 国際標準化に対する戦略的な取組を強化・維持し、あわせて国際的に通用 する認証体制を整備
- ▶ 紛争処理機能についてより魅力ある制度となるよう取組
- 大学と中小・ベンチャー企業間の共同研究、大学から中小・ベンチャー企業
- への技術移転の促進など産学官連携機能の強化
- ▶ グローバル知財人財の育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用 するなど政府が主体となった取組 など

2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

在外公館やジェトロの体制・取組を強化し進出先における侵害対応支援を充

- 実させるなどグローバル展開支援体制の拡充
- ▶ 特許料などの減免制度についての思い切った要件緩和
- 知財総合支援窓口について、ワンストップで対応するため、グローバル展開、 著作権、不正競争防止法関連の相談にも対応できるよう相談機能強化 など

3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備 ▶ 放送番組の二次利用等を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に

- 管理する窓口機関を整備するなど、権利処理の円滑化のための取組を推進
- ▶ クラウドサービスなど新しい産業の創出・拡大に向けた環境整備

⇒ デジタル・アーカイブ化、教育の情報化に向けた環境整備

4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

- 海外現地放送局との提携による日本の魅力あるコンテンツの発信、産業化に 向けたリスクマネー供給を促す機関の設置
- ▶ 留学等を通して国際的に通用するクリエーター・プロデューサーを育成
- ▶ 外国人旅行者数拡大に向けソフトパワーと連携したビジット・ジャパン事業の
- 推進 ▶ ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の参加拡大の働きかけ など